

鴨川市青少年海外派遣事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

鴨川市教育委員会教育長 蒔苗 茂

鴨川市教育委員会規則第4号

鴨川市青少年海外派遣事業実施規則の一部を改正する規則

鴨川市青少年海外派遣事業実施規則（平成28年鴨川市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、教育次長」及び「、総務課長」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。